

司令塔機能の発揮について

(4) 消費者政策会議

(5) 特命担当大臣の総合調整権限)

2012年5月17日

第7回国民生活センターの国への移行を踏まえた

消費者行政の体制の在り方に関する検討会

中村雅人意見メモ

1 3年前の国会での意見

(1) 消費者政策会議について

参院附帯決議12項

「消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。」

* 関連会議録参照

(2) 内閣府特命担当大臣について

衆院附帯決議20項・参院25項

「消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使等、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。」

* 関連会議録参照

2 この3年の実情

他省庁が、消費者委員会や消費者庁の言うことを聞かないのであれば、「特命担当大臣」や「消費者政策会議」を活用するのも一つの方法。

しかし、現状は、他省庁と言うよりも、消費者庁が消費者委員会の建議・提言を尊重しない、他省庁から消費者庁に届いた情報を活用しない、という場面が圧倒的に多く、ここは、「特命担当大臣」の出番。

ところが、そこには利益相反の面もあり、「特命担当大臣」も動いていない。

ここはやはり監視される消費者庁と監視する消費者委員会とで、担当大臣を分離すべきではないか。

「消費者政策会議」は、全閣僚が、消費者問題を考える機会。消費者行政全体を消費者目線にする絶好の機会のはず。

しかし、現状は、消費者基本計画の最後の確認くらいしかやっておらず形骸化している。消費者委員会ができて、基本計画の策定にかなりコミットするようになったが、「消費者政策会議」に取って代われるわけでもなく、不要論を出すのはためられる。

ここでもう一回「消費者政策会議」に光を当てて動かすべきではないか。

今まで、どうして活用できなかったか？ その原因を究明して、改善を図り、活用することが必要。

あわせて、国会（衆参消費者問題特別委員会）による消費者行政の監視も重要である。

3 具体的な提案

消費者行政は、多数省庁にまたがる。この転換を図るため、消費者担当特命大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての関係行政機関の総合調整に万全を期す必要（附帯決議参25の尊重）

消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと（参附帯決議5）

(1) 消費者担当特命大臣を支える体制の整備

- ・ 政務三役によるリーダーシップの強化
- ・ 内閣府消費者基本政策室

(2) 「消費者政策会議関係委員会」の積極的活用

消費者担当特命大臣が、関係閣僚を集めて開催し、閣僚間で協議

① 消費者被害が急速な拡大への対応など、特定テーマについて機動的に開催する

(参考) 架空請求・不当請求に関する対応 (平成 16 年 9 月 10 日)

内閣府、総務省、警察庁、法務省、金融庁

悪質住宅リフォーム問題への対応 (平成 17 年 9 月 16 日)

内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

② 消費者委員会の建議・提言の実現をめざし、関係省庁を調整する

③ 課題によっては緊急対策本部を設置・開催

(3) 内閣府特命担当大臣の権限の積極的活用

消費者問題に関する基本的な政策に関する事項は、内閣補助事務

上記の努力で、対応が不十分な場合などには、

- ・ 資料提出要求権 (内閣府設置法 12 条 1 項)
- ・ 勧告権 (同法 12 条 2 項)
- ・ 勧告に基づく措置についての報告要求権 (同法 12 条 3 項) を活用する必要

必要なら、さらに内閣総理大臣に対し、内閣法 6 条の指揮監督を求める意見具申 (同法 12 条 4 項)

(4) 消費者庁においては「消費者政策担当課長会議」の日常的開催

(消費者庁設立後 開催は 4 回のみ。)

- ・ 消費者事故、苦情相談情報の共有
- ・ 消費者委員会の建議・提言のフォローアップ
- ・ 国民生活センターの政策提言に対する対応の協議 など

平成21年04月23日 参-消費者問題に関する特別委員会

○衆議院議員（岸田文雄君） ただいま議題となりました消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案の三案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要について御説明申し上げます。

本修正は、消費者行政の推進のため政府案を一層充実させるとの観点から、衆議院消費者問題に関する特別委員会における議論を踏まえ、かつ、オブザーバーも含め全会派の代表が参加した理事会、理事懇談会における協議を経て、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の全会派共同提案により行われたものであります。

以下、三案の衆議院における修正部分について、それぞれの趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、消費者庁設置法案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本修正は、消費者政策委員会について、これを消費者庁に設置するものから内閣府に設置するものに改めるとともに、その名称について「消費者委員会」に改め、また、消費者庁の任務の明確化及び消費者委員会の権限強化に関する一連の修正を行うものであります。

その概要は、まず第一に、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」と変更することとしております。

第二に、消費者庁の任務に消費者基本法の基本理念に言及する形で、「消費者の権利の尊重」を明記することとしております。

第三に、消費者委員会は、消費者行政全般に対する監視機能を有するものであることを明確にするため、その所掌事務の整備を行うとともに、消費者安全法第二十条の規定による消費者委員会の勧告等の権限を特記することとしております。

また、消費者委員会が何らの制限を受けることなく自ら調査審議を行い、建議、勧告をすることを明確にするため、委員の職権行使の独立性を明らかにするとともに、関係行政機関の長に対する資料の提出等の要求権限を新たに規定することとしております。

さらに、機動的な運営を確保するため、消費者委員会の委員の人数を「十人以内」とすることとしております。

第四に、附則において、一、消費者委員会の委員の常勤化の検討、二、消費者の利益の擁護・増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方の見直し及び消費者行政に係る更なる体制整備の検討、三、消費生活センターの適正配置や消費生活相談員の待遇改善に対する国の支援の在り方についての全般的検討、四、適格消費者団体に対する資金の確保その他支援の在り方の見直し、並びに五、不当な収益の剥奪及び被害者救済の制度の在り方の検討など、五項目にわたる検討条項を設けることとしております。

次に、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の衆議院における修

正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本修正は、消費者政策担当大臣の総合調整機能の発揮の明確化を図るとともに、消費者庁設置法案の修正に伴って必要となる消費者委員会についての所要の修正を行うものであります。

その概要は、まず第一に、消費者政策担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法における消費者問題に関するいわゆる内閣補助事務に係る規定について、その表現ぶりを修正することとしております。

第二に、消費者庁設置法の題名変更及び消費者政策委員会の名称変更等に伴う関係各法律の規定整備を行うこととしております。

最後に、消費者安全法案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本修正は、冒頭に御説明した設置法の修正と相まって、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限を明確化、強化し、より一層の消費者安全の確保を図るものであります。

その概要は、まず第一に、国及び地方公共団体の責務について、消費者安全の確保に関する施策の推進過程の透明性を確保するための措置として、「消費者事故等に関する情報の開示」を追加するとともに、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るための活動として、「消費生活に関する教育活動」を加えることとしております。

第二に、内閣総理大臣が消費者事故等に関する情報を集約、分析した場合における公表の対象は、その取りまとめた「結果の概要」ではなく、「結果」とするとともに、内閣総理大臣は、国会に対してもその「取りまとめた結果」を報告しなければならないものとするとしております。

第三に、消費者委員会は、「消費者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて」、内閣総理大臣に対して、消費者被害の発生又は拡大の防止に関して「勧告」をすることができることとしております。

また、消費者委員会は、自らの勧告に基づいて適切な措置がとられたかどうかを確認できるよう、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとしております。

第四に、附則において、重大事故等の範囲について、消費者の財産に対する重大な被害を含め検討を加える旨の検討条項を設けることとしております。

以上が、三案の衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

(中略)

○金子恵美君 お二人から消費者行政をどうとらえているか、在り方というものをお伺いさせていただきます。いずれにしましても、消費者が主役なんであるということと、そ

れからしっかりと地方の消費者の皆さんも支援するシステムをつくっていかなくてはいけないということでそれぞれお話をいただいたわけなんですけれども、やはり共有するところは、どういうふうに今までの行政、消費者行政の中で救えなかった方々を救っていくかということであったり、そういう新しいシステムをつくっていくかということ、そういう課題だというふうに思っております。

そういったところで、野田大臣にお伺いさせていただきますけれども、大臣は三月十八日の衆議院の特別委員会で、消費者庁をつくることは行政改革なのだというふうにおっしゃいました。そのときの大臣のお言葉をお借りしてちょっと述べさせていただきますと、消費者に何らかの意味がある関連法律も、今回かかわる二十九法案、これ以外にもたくさんある、しかしそれを全部引き受けてしまうと、いわゆる国民の政府に望んでいる行革にも反することになるというような旨を述べられていたわけです。

この消費者庁の設置については、消費者に身近な法律として二十九本を移管そして共管するという事になっているわけですが、ほかにも結果として消費者にかかわってくる事案もたくさん出てくるということでございますが、なぜ二十九本なのか、お尋ねしたいということ。

そしてまた、さらにこの二十九本に関して、消費者の方から来ている被害の大半をカバーすることができるという現実があるというふうにも御答弁いただいているわけなんです。どこにその根拠があるのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

○国務大臣（野田聖子君） 行政改革二つありまして、一つは、やはり今までの縦割り行政を打破して、消費者行政という今までもうずっと取り組んでこられたけれども片隅に追いやられたものが、やはり本来すべての主役なんだということで、新しい組織をつくる行政改革という意味と、もう一つは、もう一つの行政改革は、やはりすべて国がどんどん大きくなって命令していく形を今日まで逆に取ってこなくて、やはり地方主体のその国づくりをしていこうという意味の行革と、二つの意味があって、それを両方兼ね備えた新しい行政組織をつくらなければならないという、そういうミッションがあったと思います。

まず二十九本、なぜ二十九本なのかというのは、まずそもそも今申し上げたように、消費者庁をつくるに当たっての考え方というのは、司令塔になろうと、政府全体の消費者行政の司令塔になる。そして、そのためにやっぱり機動的に動けなきゃいけないでしょう。でも、やたら何もかも全部持ち込んで、巨大な大きな体の中で動きが悪くなるのではなく、やはり簡素で効率的な組織を目指して、そして、そこでとりわけ消費者にとって身近な問題を取り扱う法律というのを様々なこの議論の中で、消費者団体であったり弁護士の皆さんであったり、そういう人たちからいろんな議論をいただく中で二十九本が抽出されてきたところでありまして。

それは、それをカバーすることで、まずはその大半の苦情をカバーさせていただけるということで二十九本、まずは消費者庁に取り込まさせていただいた、所管させていただい

たということになるんですが、その根拠は何かということになるんですけども、二十九本のその法律を所管することによりまして、消費者行政の対象である表示とか取引、安全の主要な部分、これが消費者において自ら迅速、的確に法執行を行い、またこれらの法律について企画立案、迅速に取り組むことができるようになってくるわけでありまして。さらには、消費生活センター等に法解釈を示して情報提供等も行うことが併せて可能になります。

根拠ですけれども、消費者から消費生活センターないしは国民生活センターに寄せられた苦情相談があるわけですね。これらP I O—N E Tのデータを見ますと、例えば訪問販売など特定商取引の規制する取引に関連する苦情相談というのは過半を占めています。さらに、消費者が結ぶ契約に関する苦情相談が九割近くを占めている事実がございます。そういうことから、二十九本の法律を消費者庁が所管し、その法執行や企画立案を行うことによって、今現在、消費者の苦情相談の大半、これらに対応することができるものと考えているわけでありまして。

ただ、消費者からの苦情相談の中には、今の二十九本、消費者庁が所管しない法律にかかわる問題も含まれているという御指摘もありました。消費者庁としては、消費者にかかわる問題であれば、必要に応じて新法であります消費者安全法に基づく措置要求とか内閣府設置法に基づいて消費者政策担当大臣が勧告するなどの権限を迅速かつ適正に行使をしていくことによってそれらの被害拡大防止を図っていくこととしているわけでございます。

○金子恵美君 いわゆるすき間事案にも対応できるような仕組みをつくっていただかなくてはいけなかったわけで、そうであるということ、これ機能していくかどうかということとはこれからですけれども、そういう目標があるということです。

P I O—N E Tからの情報ということもおっしゃっていたわけなんですよ。それによって、二十九本というか、そこにもつながっていたような旨の今御答弁があったんですが、必ずしもP I O—N E Tですべての被害情報等が得られるわけではないというのは御存じのとおりでもございますし、そういったところから、すべての国民、消費者は国民、そしてそれが主役ということもございますので、今後、二十九本で本当にこれだけでいいのだろうかということも含めての御検討もいただきたいというふうに思いますが。

民主党が提出した法案では、移管と共管というふうには特定をしていないというところでもございまして、それはなぜでしょうか、お伺いさせていただきたいと思っております。

(中略)

○大河原雅子君 そうしましたら、ちょっともう少し分かりやすく事例を挙げて御説明いただければと思いますが、冷凍ギョーザ事件、中国からの輸入で大変な事件になりました。あの事件が発生したときに消費者庁ございませんでしたので、今度はこの消費者庁がある

という前提で、それではどういうふうに動いていくのか、消費者庁の役割は一体どうなっているのでしょうか。

○副大臣（増原義剛君） お答え申し上げます。

消費者庁ができた場合でございますが、仮に冷凍ギョーザ事件と同様の問題が発生した場合に、消費者の安心、安全、これを確保するために政府一体となった迅速な対応、これを行うに当たり消費者庁が中核的な役割を果たすことになると思います。

具体的には、新法である消費者安全法等に基づきまして、重大事故等に関する情報として、情報の一元的収集、集約ルート、これをたどりまして、事故情報が地方公共団体などから消費者庁に直ちに上がってくるということがございます。そして、消費者庁はそれを収集、分析しまして、消費者に分かりやすい形で迅速にそれを公表しまして、いわゆる注意喚起、もうこれ以上広がらないように注意喚起を行うということがございます。もちろん、この注意喚起や措置要求の前提として、消費者庁自らが必要があれば立入調査を行うと、更には他省庁に調査を行わせる、これも可能になっております。

また、消費者政策担当大臣の指示の下に緊急対策本部、こういったものを開催しまして、厚生労働省あるいは農林水産省、更には警察庁、外務省等と緊密な連携を図りまして、各省庁に対しまして、業者に対する自主回収であるとか、あるいは所管する法律に基づきまして聞き取り調査あるいは行政処分、こういったことを行うとか、あるいは外務省であれば外交ルートを通じた情報収集、これを含めた迅速な対処を促すことになろうと思います。更に必要な場合には、関係大臣に対しまして、所管する法律に基づき取り得る行政処分、例えば厚生労働大臣であれば食品衛生法に基づく危害除去命令、これの発動、こういったようなことを、措置要求を行っていくということだと思っております。

最後に、以上のようなことをまさに政府の司令塔としてやっていくということでございます。

（中略）

○石井みどり君 各省庁とも連携を取って、図ってということでしたが、既に現状でもそれぞれが教育といいますか広報啓発はされておられるわけですが、先ほど申し上げましたように、なかなかそこが、ライフステージに応じてと申しましても、一体的な、総合的なそういうところがどうも不十分な気がいたしますので、今後その辺りを政府におかれましては、やはり生きた連携、本当にそこが消費者がきちんとその知識を吸収して、その知識が生かせる、実践行動に生かせるような方向でお取り組みをいただきたいと存じます。

事件・事故被害が近年多発しておりますが、その中でも、私がやはり胸を痛めてまいりましたのは、先ほど申し上げました、厚生労働委員会でも御質問を申し上げましたコンニ

ャクゼリーの事故でございます。

ただ、事故と言いますと、日本語ですと事故になってしまいますが、果たして英語で言うアクシデントなんだろうかという気がいたします。アクシデントと言いますと、避けることができない、運命的にその事柄に襲われてしまうというイメージがございますが、果たしてこのコンニャクゼリーの事故は、私は、避けることができなかったのか、そうではないというふうに思っております。

しかも、このコンニャクゼリーの事故は、幼児期は嚥下機能が未発達でございますし、そして高齢者の方々はその嚥下機能、飲み込みの機能が衰えた方々、そういう方々に多発をしています。もちろん、成人の方々の事故もないわけではありません、ありました。そうであれば、これはやはり本来であれば避けることができたまさにインジャリー、傷害ではなかったのかという気がいたします。傷害であれば、これはきちんとその原因を分析調査して、そしてその予防のためのきちんとした手だてができていれば、二件目、三件目の事故は防げたのではないかと。それが何年にもわたって、ここで事件の一連のことを申し上げることは差し控えますが、本当に被害者の方々にもお会いしました。何年たっても悲しみが消えない、一層深くなるだけだというその言葉を聞いておりますと胸が痛みます。

これはまさに縦割り行政の弊害という、消費者のすき間に落ちてしまったすき間事案でございます。特にこういうすき間事案の対応と予防について、今後、消費者庁が果たす、本当に消費者行政の司令塔としての機能を果たしていくということが重要であろうかというふうに思っております。

この消費者庁には各省庁から職員の方が出るというふうに聞き及んでおりますが、午前中も大臣何度も御答弁されておられましたが、追いやられた掃きだめ職員ではなく、失礼な物言いをしますが、選び抜かれたびかびかのまさにプライド高きガバメントパーソンが消費者庁の職員として私は働いていただきたいというふうに思っております。そして、しかも御自分の母体である省庁の方を向くのではなく、やはり国民の方へ顔を向けた、そういう行政を執行していただきたい。

まさに意識改革が一番重要なのではないかとこのように思っておりますが、こういうすき間事案に対する取組の決意をお伺いしたいと存じます。

○副大臣（増原義剛君） 委員御指摘のすき間事案に対する消費者庁の対応でありますけれども、いわゆるすき間事案につきましては消費者安全法の中に様々な規定を設けております。

まず、同法の規定に基づきまして、消費者の生命、身体に重大な影響を与えるいわゆる重大事故等でございますが、これに関する情報が直ちに地方自治体や他の行政機関から消費者庁に通知されることになっております。これは法第十二条でございます。

消費者庁は、それを受けまして、一元的に集約した消費者事故等に関する情報、これ进行分析をいたしまして、必要があると認めるときは、仮にその原因がはっきりしていないと

いうときであっても、これは消費者重視の観点から注意喚起の情報を公表して同被害の拡大をやっぱり防止する必要があると、そのように考えております。こうした情報の集約、分析、あるいは注意喚起情報の公表、これは被害の予防について特に大きな効果があるものというふうに考えております。とかくこれまで各省庁別々に、ばらばらに、地方自治体との関係もそうですが、それが一元化されるというのは私は極めて大きいというふうに考えております。

また、生命、身体に重大な被害を与えるいわゆるすき間事案でございますが、必要に応じて事業者に対し被害拡大防止措置、これをとるよう勧告をする。法第十七条でございます。

さらに、急迫した危険がある場合には、譲渡等の禁止、制限措置を講ずる。法第十八条でございます。等の対応を取ることが可能となりますので、消費者庁は事故の再発を防ぐために遅滞なく必要な措置をとり得るものと考えております。

消費者安全法案におきましてはこのような対応が可能でありますけれども、消費者被害の未然防止、このためには経済社会の変化にいち早く対応していく、まさに先ほど御指摘のありましたコンニャクゼリーなんかはそうだと思うんですけども、これを適切な法令を整備していくこともまた必要であろうというふうに思っております。

これまでとかく省庁の縦割りの下で、迅速で漏れのない法整備、これが十分取れてこなかったという御批判もありますので、消費者庁を設置することによりまして、消費者庁自らが、また必要な場合には各省庁に勧告等も行つて、幅広い分野、これをカバーできるような横断的な消費者法制の整備を進めていくことがこれからは可能になってくるというふうに思っております。

いずれにしましても、消費者庁は、消費者行政の司令塔として、内閣総理大臣と消費者政策担当大臣のリーダーシップの下で、縦割り行政の弊害を乗り越え実効性の高い消費者行政を遂行していくものであり、その創設は、私は、霞が関に働く人たちが、先ほどちょっと何かどうかなと思うような表現されましたけれども、私は相当変わってくると思います。私も二十六年間行政官をやっておりましたが、必ず頭の片隅にこの消費者の問題というのは入ってくる。これがそれぞれの役所においても、消費者庁はもとよりですが、これがいろんところで、いわゆる企画立案にせよ、あるいは行動にせよ、それが跳ね返ってくるものと、そのように思っております。

○石井みどり君 是非、省庁の間を埋めるべく、司令塔としての機能を果たしていただくことが今後こういう事故を未然に防ぐということになるかと思いますが、実は日本学術会議の方から御提言が出ております。「事故による子どもの傷害の予防体制を構築するために」という、十九歳までのお子さんの死亡原因の一位はこういう事故でございますので、もしこの御提言、なかなかお答えできない内容もあろうかと思いますが、法的整備というようなことも入っておりますので、お答えいただける範囲でもし御見解があれば、お答えい

ただけますでしょうか。

○副大臣（増原義剛君） 先生御指摘の日本学術会議の指摘事項でございますが、我々もよく存じております。ゼロ歳を除く子供の死因の第一位は不慮の事故というふうになっておりまして、事故原因を詳細に究明し、新たな事故を発生させない方策、これを見出していくことは極めて重要な課題であると思っております。

消費者庁の発足に向けまして、事故情報の一元化を図る、先ほども申し上げました情報の一元化であります。それが一元化図れますと適切に原因究明が行われ、新たな被害の防止にもつながるよう体制を整備していかななくてはいけないというふうに思っております。

いずれにしましても、子供の事故防止につきましては日本学術会議などからも御提言がなされておりますので、そういった専門家の御意見を十分に伺いながら、消費者委員会でしっかり御議論をいただいて、十分な体制整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

（中略）

○山田俊男君 なかなか、地下水脈を断って、井戸で掘り上げて、それを明らかにするというわけでありまして、禅問答みたいですが、しかし大変意味のある、これ解釈といえますか表現の仕方ということで、しっかり頑張っていただきたい、こんなふう思うところであります。

それに、牛のトレーサビリティ法のこの扱い、さらには米のトレーサビリティ法の扱い、これは消費者庁にとりましても、それから我が国の関係省庁にとりましても極めて重要である。当然であります、重要であります、同時に、対外的に、例えば牛であれば、米国との牛肉の輸入問題に対しましてどんなふうに対処をしていくかという政治的な課題、さらには、米につきましては、これはミニマムアクセス米として世界の各国から相当量を入れていると、さらにはこれをWTOでどう扱うかということとの関連が出てくるわけで、極めて政治的な課題でもあるわけであります。

当然のこと、これは外務省がかかわりますし、それはもう官邸もかかわらなきゃいかぬし、関係方面みんな考えなきゃいかぬ深い意味を持っているわけでありまして、どうぞ、消費者庁としてこれらの運営もやる、農林水産省としても所管庁としてこの運営もやるといいながらも、大きな、それこそこれも大きなすそ野を持った大変重要な課題でありますので、そのことをやはり意識した取組を消費者庁にも当然求められるんだということを頭に置いて進めてもらいたい、こんなふうをお願いするところでありまして。

さて、最後の質問ですが、内閣府の外局として消費者庁が置かれるわけでありまして、そして、内閣府担当大臣がこれを統括するというふうに聞いております。私は、これは私だけかもしれませんが、どうも内閣府というところがよく分からないと。

私、当選して一年と八か月になるわけでありましたが、行政機関組織図も持っていますし、内閣府の担当からも来ていただいてじっくりお話をお聞きしたという経緯もあるわけですが、こう見てみましても、だって、外局だけで見ても、宮内庁があったり、警察庁があって金融庁があって、さらに男女共同参画局って、これは内部部局であります。沖縄振興局も、沖縄も抱えておられるわけですね。さらに原子力安全委員会みたいな、これも抱えておられるということで、一体この内閣府というのはどんな組織なんだというふうに思うわけです。そこへ消費者庁が外局として置かれるということでもあります。

ところで、内閣府はもう一つ持っていて、これは重要政策に関する会議ということで、経済財政諮問会議と規制改革会議を持っておられるわけです。最近では経済財政諮問会議も大分内容が変わってきたぞと私も認識を改めてきているわけではありますが、しかし、どうも農業関係者からは、経済財政諮問会議や規制改革会議も内閣府にあるということで、どうもいじめられてばかりいたという被害者意識がありまして、消費者庁も内閣府に置くということで、おい、大丈夫なのかと、心配だという人もいるくらいであります。それは変なことだというふうに思わないで、いや、多くそう思っているところが残念ながらあるんですね。

一体これ、内閣府って、これだけ広範な業務を持つ内閣府でちゃんと実務的な統括や職員体制を運営していけるのかという心配もあるわけです。野田大臣、大臣のこれはお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（野田聖子君） 大変な御心配をいただき、誠にありがとうございます。

内閣府、私も特命担当大臣になって半年が過ぎまして、確かに私自身もいただいた任務が、この消費者行政始め科学技術政策、宇宙開発等々、内閣府、本当にたくさんの、ただ、どれもこれも喫緊、大変重要な課題で、まさに縦割り行政の中で一つの役所で収まらない、しかしながら議員立法等々で速やかに政策を進めていかなければならない重要なお仕事をお預かりしていると思い、日々緊張しながら取り組んでいるところであります。

そんなたくさんあって大丈夫かということですが、今回、消費者行政は、今申し上げたように省庁横断的な行政分野であります。消費者庁が消費者行政の司令塔として機能するためには、消費者庁を内閣総理大臣を主任の大臣とする内閣府に置く、そして、消費者政策担当大臣が関係各大臣に対して総合調整権を発揮することが必要というふうに考えられているところであります。

そのカウンターパートである消費者委員会、これにつきましても、修正協議により、消費者庁を含め各省庁から独立性を高めるため内閣本府に置かれることとされたとは私は理解しておりまして、独立した第三者機関として消費者行政全般に対する監視機能が十分果たされるよう、委員会の運営に万全を期してまいりたいと思っております。

○山田俊男君 今後は是非考えてもらいたいというふうに思うんですが、消費者庁はどこに

あるんだと言われたら、ええ、あそこのビルのあそこにあるというふうにちゃんとと言えるようにしておいてもらった方がいいと思うんです。先ほど、本会議の議論でも明らかになつたんですけども、消費者庁には番号を一つに統一して、どこからでもそれは通ずるという話があったわけで、大賛成です。

とすると、やはり消費者庁は一体この霞が関の、今度どこに置かれるんですかね、どこに置かれるんだろうと。山田、おまえ今から行ってこいと言われたって、どこへ行ったらいいのか分からないんですね。それほどちょっと、やっぱり内閣府というのはなかなか複雑であります。是非、みんなから見える、これが消費者、それから生産者も含めた国民全体の安全、安心を見守ってくれている組織の本山はここにあるんだということもやはり念頭に置いてもらうのが大変大事じゃないかと、こんなふうに思いますので、検討の一つに入れていただいたらと、こんなふうに思います。

さて、これは我が党の石井委員からも質疑があったわけですが、消費者庁長官の選任については、麻生総理が昨日の本会議で、官民を問わず、広範かつ重要な任務を担う消費者庁のトップとして最もふさわしい人を任命することが必要だというふうに述べられておられたわけで、そのとおりであります。

是非、その線で対応してもらいたいというふうに思うんですが、同時に、消費者委員会の委員について、これも総理は民間から選ぶと言明されておられるわけで、是非それもそうした方向で進めてもらいたいというふうに思うんですが、同時に、この大事な消費者委員会委員につきましては、偏見を持った人でなくて、幅広い見識を持った人を是非選んでもらいたいというふうに切にお願いするわけで、大臣のお考えをお聞きます。

○国務大臣（野田聖子君） 消費者委員会の委員長及び委員につきましては、衆議院の附帯決議の中で、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別等の構成について十分配慮することとか、初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるよう人選し、財政的な措置を行うこと、また、その他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めることというふうに言い付けておりますので、しっかりとそれも踏まえてすばらしい人たちに委員になっていただくよう、全力で頑張ってもらいたいと思います。

○山田俊男君 消費者庁を中心にしながらしっかり各関係省庁、連携を取って、そして真に国民の安全を守れる組織に今後発展してもらいたいと、こんなふうにお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。

野田大臣、昨日に引き続きましてどうぞよろしくお願ひ申し上げます。また、本日は、

衆議院より修正にかかわられた委員の先生方にお越しをいただいております。誠にありがとうございます。

また、衆議院での本当に精力的な協議を経て修正案をおまとめになられたことに対して、心から敬意を表したいと思っております。今日は大変限られた時間ではございますけれども、その修正協議を中心にお話を伺わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今回の衆議院での修正協議の大きなポイントの一つは、今日も午前中からいろいろお話がございすけれども、消費者委員会についてでございます。衆議院での修正によりまして、消費者政策委員会が消費者委員会と名称が改まって、かつ、消費者庁から分離をされて、消費者庁と対等、同格の組織として内閣府内に設置されることとなったと。これによって、午前中の質疑の中でもありましたけれども、消費者委員会というのは政府原案よりも独立性が高まったと、権限が強化されたんだというお話でございました。

この消費者委員会の事務を担当されるのが野田大臣になられるわけでございますけれども、この点につきまして、昨日の本会議におきまして総理に対して、じゃ、この消費者政策担当大臣と消費者委員会との関係について、消費者委員会というのは独立性という高い、だから独立性という観点からどこまで関与、運営等々ですね、関与できるのかということをお伺いしましたら、総理からは、担当大臣は、消費者委員会が独立した機関であるということをお重く受け止めて消費者委員会を支えてまいらねばならないと考えておりますと答弁をされました。

そこで、この点に大変御腐心されて強く御主張されたと伺っております仙谷先生にお伺いしたいと思うんですけれども、今日も日経新聞に大きく取り上げられておりますのを読ませていただきましたが、今回のこの修正によりまして、消費者委員会に対する消費者政策担当大臣の関与の在り方というのは政府原案と比べてどう変わったというふうなお考えなのか、独立性を担保するという観点からどこまで関与できる、どういった関与をすべきだとお考えになってこの修正をなされたのか、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○衆議院議員（仙谷由人君） 答弁をさせていただきます。

政府原案の消費者政策委員会の場合はいわゆる審議会でありますから、審議会もそれなりに独立して職務を遂行していただかなければいけないわけですが、こういう合議制の機関である場合には、解釈として、法律解釈として独立をして仕事をしてくださいねと、こういうことにすぎないといえすぎないわけであります。

ところが、今回の場合には、与野党修正協議によって消費者政策委員会の名前を変えた上で、消費者庁に附属する委員会ではなくて、内閣府本府そのものに置かれる機関として自ら調査審議あるいは建議、勧告等の事務を行うことができると、業務範囲も大幅に拡大をされたことに加えまして、そして、委員は独立して職権を行う旨の規定も明文で、これ

は設置法の七条であります、盛り込まれたわけでございます。

そんなことで、原案では解釈上そうでなければ仕事できないよねという話が、今度は法律上明文で書かれたということでもあります。

消費者政策担当の特命大臣は、内閣府設置法第十一条の二の規定によりまして、消費者委員会の事務を掌理することになる。しかし、この事務はあくまでも委員会の、先ほどから申し上げておりますようなこの設置法に書かれた消費者委員会の権限行使がスムーズに行えるための、何といたしまして、外枠の事務ということになりましょうか、そういうサポートに徹するための事務といたしまして、そういうことになると思いますし、反面、消費者庁自身が、午前中も申し上げたんであります、六本の単独の所管の消費者行政に関する処分まで含めた行為、それから他の省庁に対する措置要求権等々強力な権限も備わっておりますので、その消費者庁の法執行が適切に行われているかどうかということも独立して委員会の方がむしろ監視するという部分もあるのではないかと思います。

この独立して職務を行うというのは、蛇足であります、いろんところで法律上出てきます。例えば、我々が日常弁護士として仕事に接した場合には、よく検察庁も独立官庁、独立してその職務を行って、起訴をするかどうかは独立して決められるんだと、だれも妨げることはないんだみたいな、こういう言い方があります。だけど、法律上は最終的には法務大臣の指揮権というのが書かれておったりするわけですね。

しかし、検察官が事件処理をする場合には、あくまでも政治的な圧力やあるいは官僚的な上下関係に左右されてはならない、独立して判断をしなければならないというような、そういうことが言われるわけですが、それを今度の消費者政策の担当大臣とこの消費者委員会の、独立して権限を行うというのは、そういうこととの関係で考えますと、明文で書かれたことによってよりはっきりしたというふうに私は解釈をし、考えております。

○山本香苗君 詳細な御答弁ありがとうございます。

疑うわけでは決してないんですけども、与党側の大口議員の方からも、今の御認識、同じ御認識であるかどうかの御答弁をお願いしたいと思います。

○衆議院議員（大口善徳君） 当然、もう十時間以上この修正協議をさせていただいておりますので、考えはそういう考えでございます。

とにかく、解釈上、独立性、対等性、あるんですが、明文の規定を置いたということではっきりさせた。それから、これ、消費者庁及び消費者委員会設置法ということで、普通、三条機関である消費者庁、それから八条機関である消費者委員会と、これを及びでつないで並列にしているというものはこの法律しかないんですね。それぐらい消費者委員会というものの監視機能というものを重視してやらせていただいたということです。

あと、消費者担当大臣は、これはやはり消費者委員会と同じ方向を向いていると思います。消費者委員会のやはり皆さんの御意見というものを尊重していくということであると

思うんですね。そういう点で、消費者委員会が本当に思う存分仕事ができるようにしていく、同じ方向を向いていくことが望ましいと、こういうふうに思います。それから、あと、イメージとしては、食品の安全のリスク評価をしています食品安全委員会、これとも同じだというふうに考えております。

仙谷先生と同じ認識でございます。

○山本香苗君 ありがとうございます。

ただいまお二人から、まさしくこの消費者委員会、非常に存分にその監視機能も発揮しながら仕事をできるように今回修正をしたんだという御答弁であり、また、総理からも、しっかりその消費者委員会を支えていかなくちやいけないということを昨日の答弁でもおっしゃっていらっしゃったわけでありますけれども、この様々な御答弁を踏まえて野田大臣はどういう受け止め方をされ、また具体的にどういった形での関与をしていくべきだと御認識をされておられるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（野田聖子君） まさにお二人のお話のとおりでございます。先ほどもお答え申し上げたんですけれども、消費者政策委員会改め消費者委員会というのは、極めて今回の消費者庁誕生に当たっての大きな役割を担うプレーヤーであるわけです。

ただ、対立をさせるものでは決してなく、やっぱり、消費者庁という新たな行政組織ができる中、過去の縦割り行政の行政組織の失敗があるわけですね。内にこもってしまって情報が伝達されなかったりとか。その中で、一つの役所の中できちっとやるべきことをやっていたりとか、そういうことがあったため、様々な反省を踏まえ、消費者に向き合う消費者庁ということであるからこそ、やはりそこをしっかりと消費者の代表である消費者委員会が監視する。

監視するというと、何か悪いことをしているのをいつもしかるみたいなイメージだけど、そうではなく、消費者庁が本当に本来の国民消費者の目的にかなうような働きができるようなより良いパートナーとして、今修正協議の中で位置付けが本府に移されることで独立性が担保され、なおかつ明文化されることによってその役割、権限というのが強化され、そしてきちっと国民にじかに伝わるようになったということは大変良かったことではないかと思えます。

そこで、私、今現在私が担当しているわけですけど、私の立場の大臣が何をするかというと、やはり消費者委員会が、その委員会の活動が円滑に行われるようなサポート、支援する側にあるのではないかと思います。むしろ、担当大臣が消費者庁に加えて消費者委員会を掌理するということは、総合調整力を発揮することによって、その委員会の建議、勧告等がより良い実効性のあるものになるというふうに思っておりますし、委員会がその職務を円滑に遂行できることにもつながるであろうというふうに考えております。

附帯決議をいただきまして、そこにおいては、消費者庁及び消費者委員会は、消費者の

利益の擁護及び増進のために、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たることとされているわけで、それに向けて大臣というのが、そういう意味でのいいサポートをしていくべきだと思っています。

○山本香苗君 ありがとうございます。

ちょっと時間がせいてまいりましたので次に行かせていただきますが、今回の修正協議において、委員数を十五名から十名以内という形で、機動的な運営をとということでそういう形にされたわけでありますけれども、うち三名は常勤的に勤めることが可能となるように人選するという事となっているわけでありますが、ここに言う常勤的というのはどういう意味なんでしょうか。常勤とどう違うんでしょうか。

○衆議院議員（大口善徳君） お答えいたします。

この消費者委員会というのは、とにかく、一つは非常に機動的に対応していかなきゃいけない、そういう点ではこの職務に専念してほしいと、こういうものが一つの要請としてあります。他方で、やはり非常に多方面にわたるものでありますから、多方面のいろいろな専門家の方にも多く加わっていただきたい、そしてまた、リーダーシップもあって能力も高い人、こういうことになりますと、いい人を何とか選びたいということからいきますと、非常勤でやっていただいた方が広く人材を集めることが、結集することができる、こういう二つの要請があるわけです。

そういう中で、修正協議の最終的な段階で、やはり常勤の委員を設けるべきだということ、やはり非常勤という形の中で広く人材を結集するという必要はあるけれども、ただ、やはり三名ぐらいは常勤的な人と、こういうことになったわけですね。それで、法律上はこの委員はすべて非常勤の委員ということでございますけれども、勤務実態としては常勤の委員と同様の勤務をしてもらうことを期待する、こういうのが常勤的ということでございます、これは財政上もきちっと措置をするということも附帯決議で書かせていただいたわけでございます。

それから、これは審議会等の整理合理化に関する基本計画、平成十一年四月二十七日に、その中の審議会等の運営に関する指針というのがあるんですね。ここには、兼職ということについて最高でも三、特段の事由がある場合は四ということで、その審議会の委員の総数をこういう形で閣議決定し、また方針があるわけですが、私どもは、できるだけこの委員だけで、専任ですね、これだけやってもらうということが望ましいと、こういうふうに考えているわけでありますけれども、ただ、人材を是非ともこの人ということになりますと、別の委員をもう一委員ぐらい兼任するという事もある場合もあるなど。

いずれにしても、私どもとしてはこの委員会に専任してもらいたいなど。しかし、どうしてもやむを得ない場合でも別の審議会等の委員を一委員、だから総数で二という程度にはしたいなど。要するに、絞り込みを、兼職の絞り込み、これをしっかりしていただ

いて人選していただきたいな、こう思っております。

○山本香苗君 何かよく分かったような分からない、済みません。非常勤なんだけれども、いわゆる仕事としては常勤的、常勤のような形で職務に当たっていただくと、できる限り兼職もやめていただいてというお気持ちで常勤的という、的が入っているということだと理解をさせていただきたいと思います。

その後、合意文書の中に、政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとするという、これが入っているわけなんです。私は、これを事前に内閣府、御担当の方々にお伺いしまして、これ、じゃ、どこで検討することになるのかと言ったら、僕たちは修正協議に入っていないから分かりませんというお答えだったんですね。どこでこれは検討することになると想定されてこの文書が書かれているのでしょうか。

○衆議院議員（大口善徳君） 政府ということになっているわけですが、具体的には内閣府の主任の大臣である内閣総理大臣がこの委員の任命権を持っているということでございます。

ただ、もう一つ、消費者委員会は設置法の六条の二項の一号で、消費政策の推進に関する基本的な事項について調査審議をして、そして内閣総理大臣等に対して建議をすることができる、こういうふうになっておりますので、任命権は内閣総理大臣にありますけれども、この消費者委員会でこういうふうにするべきだというような建議というものをこれは内閣総理大臣に対して出せますので、消費者委員会の意見というものも反映できるのではないかなと、こういうふうに考えております。

○山本香苗君 消費者委員会、その委員会の委員についてのいわゆる待遇を常勤化するかしないかというのを二年以内で、二年以内の常勤化を図ることを検討するのは自分たちで検討するということになっちゃうのでしょうか。

○衆議院議員（大口善徳君） お手盛りという批判を、これは避けなきゃいけませんけれども、やはり消費者委員会の委員のあるべき姿ということを建議はできると、そういうものを勘案して総理が責任を持って任命をするということでございます。

○山本香苗君 ちょっと時間も時間なので、この点についてはもうちょっと議事録もよく精査して、読ませていただいて、したいと思いますが、私はもう一つだけどうしても聞きたいなと思っております。というのは、昨日の本会議でもお伺いをさせていただいたんですけれども、ちょっと答弁がはっきりしなかったので再度お伺いしたいと思うんです。

先ほど大口議員の方からも、この消費者委員会の委員の任命というのは総理だというお話がございました。先ほど来、民間の方を、そして非常にバランス感覚のある見識の広い方という話であったんですけれども、その人選という、人選のプロセス、手続については法律上の規定もないわけなんです。どういう手続でやるんですかということ伺ったんですけれども、答弁の中にその点についての言及がなかったわけです。

この点については、国主導で決めると何も変わらないから意見を述べていきたいとか、消費者の目線であることが大前提で官庁のポストの一つみたいになってもらったら困るとか、いろんな注文が出ているわけですが、あくまで任命するのは総理であるのですけれども、総理がいらっしゃらないので、野田大臣御自身は消費者政策担当大臣として、この委員の人選ということの手続についてどういうことが望ましいとお考えなのか伺いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣（野田聖子君） 望ましいというより、どういうふうになっていくかについて申し上げるならば、今おっしゃったとおり、消費者委員会の委員の選任手続については、他の人事案件と同様、任命権者たる内閣総理大臣が責任を持って判断するよう準備を進めていくことになるわけです。

消費者委員会が発足する以前においては、国会への法案提出を担当したのが内閣官房と内閣府、それぞれ出してやっておりますので、それらが連携しつつ準備作業をさせていただくことになると考えています。消費者委員会が設置された後には、消費者委員会の事務局が中心となって内閣総理大臣が判断できるようサポートしていくことになると考えています。

○山本香苗君 事務局が出てくるというより、是非、いろんな幅広く御意見を伺いながら決めていただきたいと思います。何か小ぢんまりまとまるような形にならずに、いつも出てくるような人たちが並ぶようなことがないような形で是非やっていただきたいと思います。お願い申し上げます。

ありがとうございました。

（中略）

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

金融被害とか消費者問題をやってきた議員の一人として、消費者庁法案が、一時はどうかと思いましたが、ちゃんと全党で修正が行われて無事参議院に来たということは大変うれしく思っているところでございます。

参議院の審議は、更に参考人の方々の意見あるいは公聴会を開いて、何がまだ足りないのかということを十分聴きながら、きちっとした的確な審議をやっていくべきだと思います。

す。ただ長々やればよいというものでもないなど。どこかできちっと仕上げ、あとはスタートした中でつくり上げていくということも大事じゃないかなというふうに思っているところでございます。

今日は最初で時間も短いので、ちょっと全体的な点を聞きたいと思いますが、資料をお配りいたしました。消費者庁及び消費者委員会組織図ということでございます。右上の方に消費者政策会議ということが書き込んでありますけれども、これは、実は内閣府が配る資料には通常これは載っておりません。私の方で書き込んだものでございます。

まず、ちょっと説明していただきたいんですけども、この消費者政策会議というのはどんなメンバーで何をやる場所なのか、説明してくれますか。

○政府参考人（田中孝文君） お答え申し上げます。

消費者政策会議は、消費者基本法第二十七条に基づき内閣府に置かれた会議であり、構成メンバーは、内閣総理大臣が会長を務め、全閣僚及び公正取引委員会委員長がその委員となっております。

同会議は、消費者基本計画の案を作成するほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策を推進し、各省庁が行う消費者政策の実施状況について検証、評価及び監視を行っております。

○大門実紀史君 この会議というのは、何か今まで役に立つことをしたことはあるんですか。

○政府参考人（田中孝文君） 最近の開催状況を近くから申しますと、これまでに六回開催されておまして、第六回消費者政策会議は平成二十年七月二十五日開催で、このときは、基本計画の中で計画を毎年検証、評価、監視をするということになってございまして、平成二十年度の検証、評価、監視を行っております。四回、五回、六回は、毎年この検証、評価、監視の会議でございます。

第三回、平成十八年三月十四日でございますけれども、悪質リフォーム対策に取り組む関係委を設置するため、消費者政策会議関係委員会会議の設置要綱を決定してございます。

以上でございます。

○大門実紀史君 いろいろ言われましたけれども、資料を読みますと、既に各省庁がやったことを寄せ集めて報告書を作っているだけでございまして、会議も六回やったって、これは年に一遍でしょう。

要するに、これは評価とか、消費者行政推進、その監視、評価とかをやると書いてありますが、要するに、何かこれはアライヴづくりでやっているだけで、本来、この会議がもっと機能していれば幾つかの問題になっている被害は防げたんじゃないかと思うんですよ

ね。

今思うのは、こうやって消費者庁また消費者委員会ができていく中で、私はもう実際にはこの会議は、大臣と、大臣が集まる会議といったって頻繁に開けるものじゃありませんから、幹事会というのがあって、事務次官クラスがやっているんですよ、各省の。

だから、こういうのはもう、何というのか、特に今回の法案が成立した後というのは要らないんじゃないかと思うんですけども、野田大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣（野田聖子君） 率直に申し上げて、やはり一年に一遍では、今私たちが直面している様々な消費者被害に即時即応、対応できるかというところできないわけでありまして、それに関して、だからこそ全党一致で消費者庁という機動性のある行政組織をつくろうということになったわけで、また、この政策会議は、そもそもは消費者基本計画をチェックするという意味で、大所高所に立ってこれがちゃんと運ばれているかどうかというチェックをするための会議であると理解をしているので、それぞれ持分があるというふうに理解して、むしろこれからは消費者庁をバックアップしていただくような、そういう会議であってほしいなということは望んでおりますけれども。

○大門実紀史君 野田大臣、まだちょっとよく理解されていないんじゃないかと思うんですけどね。消費者基本計画作るんですよ、ここは。バックアップとか何かじゃなくて、ここが作っちゃうんですよ。今度どうなるかというところ、消費者委員会は、基本計画作るときに、偉そうにですよ、この会議は消費者委員会に意見を言わせるというか、意見を聴くような立場なんですよ。

だから、私が危惧するのは、アライズづくりで何かやっている分にはまだかわいいものなんですけど、これから消費者庁ができて消費者委員会が機能していくと、何かもう目の上のたんこぶといいますか、何も要らないんですよ。消費者庁が司令塔に、ちょっと聞いてくれる、聞いてくれる、ちょっと引っ込んでいなさいよ、あなた。消費者庁が司令塔になるといっても、こういうものがあつたら司令塔になり切れないと思うんです。ですから、消費者委員会よりも上位に位置付けられる組織が各事務次官の集まりの組織になっちゃっていると、今の段階ですよ。

したがって、何といいますかね、今までは何もやらなかった、看板だけで何もやらなかったんですけど、私が危惧するのは、消費者委員会が動き出すと、消費者庁が動き出したときに、メンバーがメンバーですからね。私は全部官僚みんな悪人だなんて思っていないよ。しかし、どうしても省益とか、省庁の事務次官ですから、業界の立場も考えてとか、こういうものがここで反映されてくるというか、消費者行政推進の、何といいますかね、ブレーキになるとか、あるいはひどい場合は抵抗勢力みたいになってしまうと、そういう危惧を非常に感じるのがこの消費者政策会議なんですよ。

したがって、もうこの機会にこれなくしちゃおうと、基本法を改正してなくしちゃおうとい

うぐらいやった方がいいと思うんですけども、一応。

○国務大臣（野田聖子君） まず、先ほどの基本計画についてですけど、消費者庁ができた暁には、消費者基本計画の原案作成を含めて、消費者政策会議の事務局を消費者庁の企画課が担うこととなると想定しているところです。

それを踏まえて、消費者基本法では、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、消費者政策の実施状況の検証、評価、監視について、その結果を取りまとめようとするときに消費者委員会の意見を聴かなければならないというふうにされています。

ですから、消費者政策会議と消費者委員会の意見については整合性を取るための仕組みが整備をされることになり、消費者政策会議が各省の意向を受けて、先生御指摘のように足を引っ張るような組織に成り下がるということはないと考えているわけでありませう。

○大門実紀史君 野田大臣は、後ろからペーパーを急に渡されて読んでいるからそう思うんですね。

実際、よく考えてくださいよ。今度消費者庁が発足して、消費者委員会がいろいろ担っていくと。せっかく皆さんいい修正やられたわけですよ。頑張ってもらわねえですよ。そのときこんな組織があると、しかも基本法を作るんですよ、ここで。すべての上部に位置付いちゃうわけですよ。これはもう要らないんです。これ解散した方がいいと思うんですけども、ちょっと通告しておりませぬけれども、仙谷さんと吉井さんのお二人の意見を聞きたいと思ひます。

○衆議院議員（仙谷由人君） そもそもの消費者庁をつくらなければならないという発想は、何と申しますか、業者の育成官庁としての、そういう役目もこれ重要で残ると思うんですね、各省庁。それがしかし結果としてあらゆる消費者問題に関係するということで、消費者目線で行政を進める部分は別にないと、何か利害相反を一つの省庁が束ねて何かやるというのは、それは無理じゃないかというのが多分消費者庁構想のそもそもの原理だと思うんですね。

この消費者政策会議というのは何をやっているのか知りませぬが、総理大臣の官邸とか官房にいるんな対策本部とか何とか会議というのができて、ホッチキス官庁みたいな話になってくるので、これは、おっしゃるように事務次官の強力な彼らの事実上の権力を使つてのことになるとすれば、これ今事務局をどこが担当しているのか知りませぬけれども、要するに重複したり混同したりなんかすることになる可能性が大とすれば、直ちにもうこの参議院で消費者基本法第二十七条に基づく設置を修正してやめてしまふ、なきものにしてしまふということは正しい方法だと私は思ひますが。

○衆議院議員（吉井英勝君）　そもそも今回の法律は消費者行政の強化、一元化というのが最大のねらいでありますから、一元化に合わないもの、そういうものについては既に仙谷提案者からお話ありましたように、必要な措置というものは考えていくべきものであらうと思います。

　　以上です。

○大門実紀史君　ちょっと話が大きくなってきましたけれども、すぐ法案修正しなくてもとにかくストップさせると、まず、こんなものはもうストップさせていくというのをやっぱり国会の意思の中で確認できればというふうに思います。

　　ちなみに、この政策会議の事務局は内閣府の国民生活局なんですよ。これ、今後事務局はどうなるんですか、この政策会議。皆さんは消費者庁と両方やるんですか、事務局。どうなんですか。

○政府参考人（松山健士君）　先ほど野田大臣からも少し触れさせていただきましたけれども、大門先生が配付されました資料で申しますと、消費者庁の組織の中に、左から三番目の課でございますけれども、司令塔部門に企画課という課がございます。この課の所掌事務として消費者政策会議の庶務ということで、先ほど来議論になっております基本計画の原案というようなものも含めてこの課が担当する方向で検討をいたしております。

○大門実紀史君　お聞きになったようにまだまだ混乱している。混乱しているというか、これから交錯していつちやうかも分からないというか、なりかねないです、この政策会議。お分かりになりました。ほっといておくと、危惧することも起こりかねないと思いますので、これは政策会議ですから、野田大臣もメンバーでございますし、総理が直接やられるということになるから、全体のこの流れとこの法案が通った後のことを考えると、この在り方ですね、政策会議の在り方についてよくお考えになって、危惧するようなことのないようお願いしたいなと思っておりますが、一言。

○国務大臣（野田聖子君）　そもそもこれは議員立法の消費者基本法の中で定められたものでございまして、そのときには今審議していただいている消費者庁という行政組織の存在が全くないときに、こういう形で当時の議員の皆さんの英知の中でこういう発想が出てきて、しっかりやれということだったと思いますけれども、今後はやはり皆さんのお力で消費者庁が生まれてくるわけで、そこでやはり全く新たな行政の動きが出てくる中で、今後、今までやってきたことを、そのときには消費者庁がなかったからこういう形を取ったけれども、消費者庁ができたことによって、例えばこういうことを増やさないといけないとか、こういうことは消費者庁ができるよねとか、様々な動きが出てくると思います。

　　ですから、さっき先生がおっしゃったように一日も早く創設していただき、運用の中で

そういうことを対処していきたいなと思います。

○大門実紀史君 最後の一つお願いですけれども、まだまだいろんな部分が積み残しありますし、是非消費者団体の方々、昨日は、ユニカねつがちょうど一周年でございますけれども、大臣よく御存じの。いろいろつくっていく中で、更に更に、もちろん委員会としては参考人もやりますけれども、大臣としても現場の意見聞きながらつくり上げていっていただきたい。このことをお願いして、質問を終わります。

平成 21 年 04 月 27 日 参・消費者問題に関する特別委員会

○磯崎陽輔君 自由民主党の磯崎陽輔でございます。

私も党の中で消費者の仕事をしておりまして、この消費者庁法案のまだ黎明のときに、形がまだないようなところに消費者政策委員会という話も聞きまして、そのとき私は手を挙げて、いや、これはもうちょっと権限を強めた方がいいのではないかという発言をしたんですが、そのときは党の中から余り相手にされませんでしたけれども。法案を国会に出しましたら、野党の皆さんの炯眼を得まして立派な消費者委員会ができて、本当に良かったことだと思っております。

その間、岸田議員におかれましては、党にあって、あるいは政府におかれて、そしてまた今回は国会におかれて八面六臂の御活躍をいただきまして、本当に与野党すばらしい修正案ができたと思っておりますが、改めまして、今回の修正部分も含めまして、今回の関連法案ができますと消費者をめぐる状況はどう変わるのか、あるいはどういうこの立法の意義があるのか、改めてお伺いをいたしたいと思っております。

○衆議院議員（岸田文雄君） 御質問をいただきましたこの立法の意義あるいはこうした今回の議論を経てどのように消費者行政が変わるかということですが、野田大臣も度々答弁されておられますように、今回のこの法案をめぐる議論、さらには修正協議の中で、これまで縦割り行政の中で、産業振興官庁にそれぞれ付随する形で存在した消費者行政組織が一元化されるということは、行政改革という意味からも、あるいは行政の意識改革という意味からも大変大きな意義があるというふうに思っています。また、今回の議論を通じて、中央の消費者行政組織ももちろんですが、地方の消費者行政組織、それぞれの最前線で頑張っている皆様方に対して大きな関心が注がれ、そして議論の俎上にのっけさせていただいた、こうしたことも大変大きな意義があるというふうに思っています。

そして、そうした意義に加えてもう一つ加えさせていただくならば、事業者と消費者というものの、この消費者行政を考える際に、長い歴史で見た場合、かつては対立する図式で見られていた、こういった時代がありました。しかし現代においては、これはこれだけ世の中が複雑化し、そして国際化されてくると、これは対立しているばかりでは共に利益を得られない、こんな時代が来ているのではないかなというふうに思っています。

消費者にとっても、例えば食の安心、安全を得るためには、やはり事業者が生産、流通、販売、あらゆる過程において協力を得なければいけませんし、また事業者も日本の消費者の厳しい目に堪えるということは国際ブランドとしても大きな力になる。日本の高級果物が中国で大変もてはやされている等はいいい例であります。このように今の時代にあっては事業者と消費者、共存共栄しなければいけない、こういった時代が来ているというふうに思っています。

そういった中であって、健全な市場をつくるという意味から、産業振興官庁と消費者を

主役とする官庁、これが日本の国に共存することになったということ、これは大変大きな意義があるというふうに思っています。こうした様々な意義のある議論を衆議院におきましては六会派すべて合意の下に可決することができたということ、今後の消費者行政に大きな意義ある議論になると期待をしております。

○磯崎陽輔君 ありがとうございます。

今回の消費者庁法案等の目的はやはり縦割りの打破というのが大きかったんじゃないかと思えます。先ほど言いました、我が党の中でも最初の議論でも、各省庁が最初のころは嫌な顔をして座っておったわけでありましてけれども、よくここまでまとまったと。かなりの業法が消費者庁の方に権限移譲ができたと思うんですが、それでもまだ少し残っているんじゃないかと思うんですが、これどういう部分が残っているのか、ちょっと内閣官房の方にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（松山健士君） お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、今回、消費者庁が所管することとなりました二十九本の法律でございますけれども、これは、消費者庁が消費者行政に関する政府全体の司令塔として機動的に対応する簡素で効率的な組織としつつも、所管することが不可欠な法律二十九本を所管するというところでございます。この法律を所管することによりまして、表示、取引や安全の主要な部分をカバーすることができ、消費者からの苦情相談の大半に対応することができるというふうに考えてはおりますが、御指摘のとおり、この二十九本の外側に、消費者が関連する法律であって消費者庁の所管とならない法律があることは事実でございます。

例えば消費者利益の擁護及び増進を主たる規制の内容としていない業法、例えば保険業法でございますとか金融商品取引法でございますとかクリーニング業法、そういった外側に業法もございます。また、食品などの生産・流通段階における専門的な知見を必要とする規制を定めた法律、例えば牛のトレーサビリティ法、薬事法といった法律でございます。またあるいは、消費者が安全規制等によりまして間接的に保護をされている法律、例えばガス事業法でございますとか建築基準法、そういった法律がございます。

このように消費者庁が今回所管しないという法律が多岐にわたるわけでございますけれども、こういった分野につきましては、消費者庁といたしましては、必要に応じまして消費者安全法に基づく措置要求を行う、また、内閣府設置法に基づきまして消費者政策担当大臣が勧告を行うということによりまして必要な対応を図っていくことが可能であると、そのように考えております。

○磯崎陽輔君 聞いていないこともたくさんお答えいただきましたけれども。

こういう分野も今回きちっと調整はされたと思うんですが、今答弁があったよう

な手法も使って総合的な調整をやはり司令塔である消費者庁ではやっていかなければならないと思いますが、具体的なことは今日は言いませんが、三年後の見直し規定も入りました。もう少しやはり消費者庁としての権限も広めなきゃならぬ分野が私もあるんじゃないかと思うんですが、それについて岸田提案者、どうお考えでしょうか。

○衆議院議員（岸田文雄君） 今回の消費者庁の所管する法律につきましては、度々何で二十九本なのだという質問が出されておりました。

この法律の所管につきましても、例えばどの法律を所管するかということ考えた場合に、この業法も入れるべきではないか、この法律も入れるべきではないか、こうした具体的な提案もあったわけですが、しかし、法律はその看板に惑わされると中身が随分違うというケースがあります。例えば保険業法とか銀行業法もこれは入れるべきではないか、こんな議論もあったんですが、法律の中身を見てみますと、膨大な法律の中に消費者がかかわる部分というのはごく限られている、こういったケースもありました。また、業界によってその業界の状況というのは実に様々であります。こういったことですので、単に法律をたくさん所管すれば勝ちで、少ないと負けだというような単純な議論ではないというのがまず基本でありました。

更に言うと、法律は全部所管したらいいことで、共管というのは悪いことだと言わんばかりの議論もありました。しかし、この共管の中身も、例えば様々な法律のこの表示部分を全部まとめて一元化しようということから、食品衛生法ですとかJAS法ですとか健康増進法ですとか、こうした法律の表示部分をそれぞれ抜き出して消費者庁に移管する、将来この表示の一元化を図ろうという意図の下に一部分共管するというような積極的な意味の共管もあったわけでありまして、また消費者庁、大変厳しい財政あるいは行政改革の中で、強大な組織をつくることはなかなか難しい。そうしますと、従来ある地方支分部局、行政組織を活用する手だてを考えなければいけない。あえて共管することによってほかの省庁の地方支分部局を活用する、そういった意味の積極的な共管もあるわけです。等々、この法律の中身、あるいは業界の実態、あるいは行政のありよう、こういったものをしっかり一つ一つ整理した上で、整理が付いたものとして取りあえず二十九の法律でスタートするという事になったわけです。

ですから、今後もこうした議論を積み重ねて、この消費者庁を中心に検討した上で法律を加えていくということは当然あるべきことだと思いますし、事実、この国会におきまして、既にもう四月、米のトレーサビリティ法は参議院におきましても可決しているかと思いますが、この法律は消費者庁と農水省共管の法律でありますので、既に一つ法律は増えるということになっております。

等々、今後もこうしたことで法律の所管も見直していかなければいけませんし、何よりも消費者担当大臣の勧告権あるいは総合調整権、こういったものを活用して、どこまでこの消費者庁がかかわっていくのか、実際を見ながらしっかりと検討し続けていかなければ

いけない大きな課題だというふうに思っています。

平成 21 年 05 月 07 日 参・消費者問題に関する特別委員会

○山本博司君 ありがとうございます。

石戸谷参考人にお聞きしたいと思います。

消費者庁、消費者のための行政のためにということでの視点でございますけれども、その消費者基本法の消費者政策会議の見直しが必要であると、こういう御指摘がございますけれども、具体的にどのような形での御指摘をされているのか、御見解をお聞きしたいと思います。

○参考人（石戸谷豊君） 消費者基本法の元は一九六八年の消費者保護基本法でありまして、そのころは一元的に消費者行政担当する部門がないので省庁が縦割りでやるということをお大前提としておりまして、それを持ち寄るといのが消費者保護会議というものだったんですけれども、これが全然機能しないではないかということが二〇〇四年の消費者基本法のときに問題になりまして、そのときに消費者行政の一元化というテーマも一応あったんですけれども、それは今回に実現したということで、二〇〇四年のときはそこはちょっと踏み込めなかったと。

しかし、余りにも消費者保護会議が機能しないので何らかし当てをしないといけないということで、消費者保護会議を消費者政策会議というふうに改めて、消費者基本計画というのを立てて、各省庁が何をやるかというのを企画審議して、実施して、検証して、評価して、監視するというふうな仕組みにしたのが消費者政策会議なんですね。あくまでも、ですので縦割りが大前提なんですよ。

ところが、今回、この消費者行政一元化で消費者庁と消費者委員会ができたわけですので、当然、消費者行政を一元的に展開する上でもそこを起点にしてやるべきではないかということがありまして、日弁連のパンフレットでも消費者基本法の消費者政策会議の見直しというのをうたっているわけなんですね。

消費者基本法は第三章に行政機関というのを設けておりますけれども、その中に、消費者センターは二十五条で入れたんですけれども、当然ながらほかの行政機関については何もありませんで、消費者基本法でありながら消費者庁だとか消費者委員会について全く何の言及もないというのもちょっと不自然でありますし、その辺を含めて、やはり消費者庁と消費者政策委員会を縦割りの中にぼんと一つつくって、あとはそのままというのではなくて、横断的なものをつくったことによっていろんな部分が化学変化を起こしながら全体として消費者のための行政に大転換していくというふうな考え方でこのようなパンフレットの作りになっております。